

湯浅町障がい者活躍推進計画

令和2年3月作成

機 関 名 : 湯浅町 湯浅町議会 湯浅町教育委員会
湯浅町選挙管理委員会 湯浅町監査委員
任 命 権 者 : 湯浅町長 湯浅町議会議長 湯浅町教育委員会教育長
湯浅町選挙管理委員会委員長 湯浅町代表監査委員
計 画 期 間 : 令和2年4月1日から令和7年3月31日(5年間)

1 湯浅町における障がい者雇用に関する課題

湯浅町では計画作成時点において法定雇用率を達成しており、定着率についても順調であるが、当該障がい者である職員には任期付職員も含まれることから、今後は法定雇用率を下回ることも考えられる。

そのため、現状以上を維持できるよう、障がいを抱える職員の活躍推進のため、更なる体制の整備や取組が必要となる。

2 目標

(1) 採用に関する目標

- ・ 【実雇用率】各年度6月1日時点の法定雇用率を上回ること。
- ・ (参考)令和元年6月1日時点の実雇用率: 2.91% (法定雇用率: 2.5%)
- ・ (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理

(2) 定着に関する目標

- ・ 障がい者である職員の特性について理解を深め、障がいによる不本意な離職者を極力生じさせないこと。
- ・ (評価方法) 障がい者である職員の定着状況データの把握を進める。

(3) ワーク・エンゲージメントに関する目標

- ・ 障がい者である職員が、主体的に仕事に取り組めるよう前年度の水準を上回ること。
- ・ (評価方法) 在籍している障がい者である職員に対するアンケート調査等により、状況把握と計画の進捗管理を行なう。

3 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用活躍推進者として、総務広報課長を選任する。
- ・ 障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)について、和歌山労働局等が開催する障害者資格生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には、和歌山労働局等へ相談のうえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・ 必要に応じて随時面談等を実施し、状況把握を行う。
- ・ 障がい者である職員からの要望を踏まえ、障がい特定に配慮した職場又は通勤への配慮等措置が可能となるよう検討を行う。
- ・ 障がい者である職員が希望する場合には、就労支援機関等と障がい特性について情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。

4 その他

- ・ 国等による障がい者就労支援施設等からの物品等の調達を推進等に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
- ・ 目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。